

名古屋市告示第532号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年10月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
日光治療院	名古屋市北区金城一丁目 2番	令和 7年 5月 1日
高木 俊文		
フレアス在宅マッ サージ名古屋北区 施術所	名古屋市北区大曾根三丁目17番16号	令和 7年 8月20日
伊藤 雅弥		

2 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

日光治療院	名古屋市北区金城一丁目 2番	令和 7年 5月 1日
高木 俊文		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課